

2017年5月2日

各 位

会社名 伊藤忠商事株式会社 代表者名 取締役社長 岡藤 正広 (コード番号 8001 東証第一部) 問合せ先 IR 室 長 山口 和昭 (TEL. 03-3497-7295)

自己株式の取得及び自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3) による自己株式の買付けに関するお知らせ

(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得及び 自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による自己株式の買付け)

当社は、平成29年5月2日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しましたので、お知らせいたします。

1. 自己株式の取得を行う理由 機動的な資本政策の遂行を図るため、自己株式を取得するもの。

2. 取得の方法

本日(平成29年5月2日)の終値(最終特別気配を含む)にて、平成29年5月8日午前8時45分の東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)において買付けの委託を行う(その他の取引制度や取引時間への変更は行わない)。 当該買付注文は当該取引時間限りの注文とする。

尚、買付け価格については、本日の終値確定後、改めて通知する。

3. 取得に係る事項の内容

(1)取得対象株式の種類 : 当社普通株式

(2) 取得し得る株式の総数 : 1,800 万株を上限とする

(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する

割合約 1.15%)

(3) 取得し得る株式の総額 : 300億円を上限とする

(4) 取得結果の公表 : 平成 29 年 5 月 8 日午前 8 時 45 分の取引終了後に

取引結果を公表する

(注1) 当該株数の変更は行わない。尚、市場動向等により、一部また全部の取得が 行われない可能性もある。

(注2) 取得予定株式数に対当する売付注文をもって買付けを行う。

(注3) 上記の結果、1株あたりの買付け価格が「(3) 取得し得る株式の総額(300 億円)÷(2) 取得し得る株式の総数(1,800 万株)=1,666.5円/株」以下の場合は1,800 万株が上限となり、それを超える場合は300億円が上限となる。